

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課) 四

○久喜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 () 九

○埼玉県立大学条例を廃止する等の条例 (保健医療政策課) 一〇

○公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例 () 一三

○公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例 () 一四

○埼玉県医療施設耐震化基金条例 (医療整備課) 一四

○埼玉県地域医療再生基金条例 () 一四

○上尾都市計画事業伊奈特定土地 () 一四

区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 (市街地整備課) 一五

○埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例 (下水道課) 一五

○埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 () 一七

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 二〇

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則 (生活衛生課) 二四

○産業褒状授与規則を廃止する規則 (産業労働政策課) 二四

管理規程

○埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程 () 二四

○埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 (公営企業・総務課) 二四

告示

(経営管理課) 二五

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (県央振興) 二六

○ (川越比企振興) 二六

○ (利根振興) 二七

○Googleの購入に関する落札者の公示 (入札執行課) 二七

○陰圧テントの購入に関する落札者の公示 () 二八

○埼玉県伊豆潮風館送迎バスの購入に関する落札者の公示 () 二八

○県立学校教職員用コンピュータの購入に関する落札者の公示 () 二八

○県立学校クラス用コンピュータ等の購入に関する落札者の公示 () 二八

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (NPO活動推進課) 二八

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

○ () 二九

称

特定非営利活動法人環境とエネルギー

三 代表者の氏名

福宮 健司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目

一三八一番地二ツインドエル二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民や企業等に対し、主に水、食及びエネルギーシステムが有する環境への優しさを総合的かつ客観的に研究及び評価することで、安心、安全な人々の暮らしや持続可能な企業活動を支援し、もって、健全な科学技術の振興に基づく環境保全と経済活動が調和する社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方

法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

蓮見 弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目

一六番五八号

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者)をいう。以下「犯罪者等」という。が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十九号

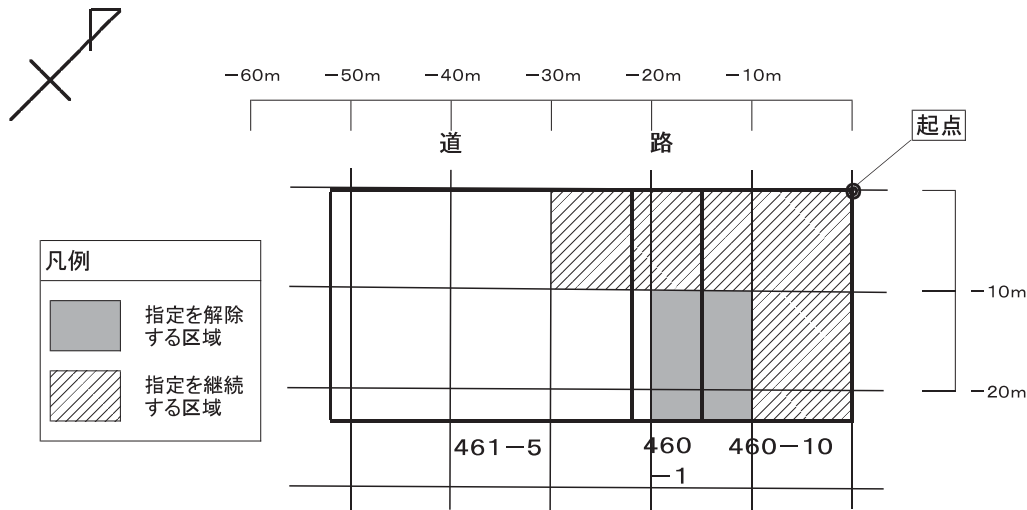
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

解除する区域
別図のとおり(入間郡三芳町大字上富字吉拓四六〇番一の一部及び四六〇番一〇の一部)

別図



起点
起点は、入間郡三芳町大字上富字吉拓460番10及び同460番9の敷地境界の最北端の境界杭(コンクリート杭)とする。

格子の回転角度 47度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。